

平成 26 年 3 月 12 日

米穀の商品設計変更について

本日開催の理事会において、米穀先物取引の商品設計にかかる諸規定（米穀受渡細則、米穀の合意に基づく早受渡しの特例、立会順序に関する事項）が別紙のとおり承認されましたのでお知らせします。なお、米穀の商品設計については先の理事会で業務規程及び受託契約準則が承認され、現在、農林水産大臣の認可申請中ですので、当該規程も含め商品設計の変更概要を取り纏めましたのでお知らせいたします。

記

概 要

東京コメは大消費地東京を背景に業務用米ニーズが高く、また、この数年のコメ価格高騰により比較的安価なコメの調達先として先物市場が期待されていることを踏まえ、受渡供用品を全国の銘柄に拡大するとともに、投資家に対しては取引単位を引き上げることで投資魅力を高めることとした。

大阪コメについては、東京コメとの差別化を図るため「家庭用コシヒカリ市場」という位置付けを堅持し、基本的には現行の商品設計を踏襲する。

なお、今回の商品設計の変更に伴い、東西コメ市場毎に設定していた米穀受渡細則は統合することとした。

主な変更内容

1. 取引条件関係

(1) 受渡供用品（現物先物取引価格調整表（理事会決定事項））

東京コメの標準品は、関東コシヒカリのままとするが、受渡供用品は「うるち玄米合格品」とし、価格調整額をゼロにすることで全国のコメを調整額なしで供用可能にした。一方、大阪コメは、家庭用コシヒカリ市場というコンセプトの下、あらかじめ「産地・品種・銘柄」を特定し、各々に調整額を設定する従来型を踏襲する。

(2) 取引単位及び受渡単位（業務規程第 9 条第 1 項及び第 88 条の 24 第 2 項）

東京コメの取引単位を受渡単位に合わせ 100 俵から 200 俵に変更。これに伴い早受渡しのみで認めていた取引単位（6 トン）での受渡しを廃止した。

大阪コメについては、既存参加者の小口ニーズに配慮し、取引単位は現行どおり 50 俵とする。

(3) 受渡し場所（業務規程第 88 条の 22）

東京コメの受渡供用品を全国に拡大することに伴い、これまで生産地県を列記していた受渡し場所を大阪コメも含め“米穀受渡細則に定める指定倉庫”に改める。ただし、今のところ新たな倉庫を追加する予定はない。

(4) 立会時間（立会順序に関する事項（理事会決定事項））

大阪コメの立会時間は毎節 10 分としているが、東京コメの立会終了後から大阪コメの立会開始までに生じる待ち時間を解消するため、連続立会制を導入する。

2. 早受渡し関係

(1) 早受渡しの取り消し又は変更等（米穀受渡細則第 4 条第 3 項及び第 5 条）

東京コメでは認めていなかった早受渡しの取消し・変更及び大阪堂島商取代行による早受渡しの応諾を、大阪コメの規定に合わせ認めることとした。

(2) 早受渡しの申出（米穀受渡細則第 4 条第 5 項）

大阪コメの早受渡しの申出開始日は、前月最終営業日の 10 営業日前としていたが、この方法では開始日を特定するのに不便との指摘もあり、当月限の前月 20 日（固定日）に変更した。

3. 受渡し実務関連

(1) 受渡品届出書及び受渡品明細通知書（業務規程第 88 条の 26、27 及び米穀受渡細則第 7 条）

大阪コメで規定していた受渡品届出書を廃止し、受渡品明細通知書の規定を統一した。

(2) 受渡先の決定（業務規程第 88 条の 30、米穀受渡細則第 12 条）

受渡先の決定方法は、東西コメ市場ともに抽選を採用しているが、当該条文の文言が異なるため、この機に文言を整理し、具体的な方法は米穀受渡細則で規定することとした。

(3) 受渡諸経費の分担（業務規程第 88 条の 33 第 2 項）

東京コメで導入している貨物運送運賃（運賃格差）を大阪コメでも導入できるよう規定を整備した。ただし、大阪コメで運賃格差を設定する倉庫は、ない。

(4) 希望前検査及び故障申立品の検査（米穀受渡細則第 15 条）

希望前検査及び故障申立品の検査にかかる見本採取の点数等について、東西コメ市場の規定を統一した。

(5) 品質の検査（米穀受渡細則第 16 条）

大阪コメの故障検査の項目に、東京コメで必須にしている“性状分析”を追加した。

(6) 検品手数料及び希望前検査手数料（米穀受渡細則第 23 条）

大阪コメに性状分析を追加したことなどから、検品手数料及び希望前検査手数料を東西コメ市場で統一した。

4. 「米穀の合意に基づく早受渡しの特例」関係

(1) 合意早受渡し届出書の提出時限（第 6 条第 1 項）

合意早受渡しの利便性を高めるため、「合意早受渡し届出書」の提出時限を、これまでの午後 2 時から最終節終了後 20 分まで延長することとした。

(2) 受渡日（第 8 条第 2 項）

合意早受渡しの受渡日は、当事者間で決定できるため、受渡日が本所の休業日に当る可能性がある。ついては、合意早受渡しの受渡日を本所の営業日とする規定を設けた。

5. 受託契約準則関係

(1) 取引受渡証拠金の差し入れ時限（受託契約準則第 42 条第 2 項）

委託者が受託会員に差し入れる取引受渡証拠金の時限を、大阪コメに合わせ納会日の午後 3 時に統一した。

(2) 受渡書類等の差し入れ時限（受託契約準則第 42 条第 5 項）

大阪コメについて、委託者が受託会員に差し入れる受渡書類及び受渡代金の差し入れ時限を、東京コメに合わせ、受渡日の前営業日午後 4 時までに統一した。

実施日

取引条件に関連する事項（立会順序を除く）は平成 26 年 10 月限から実施することとし、その他の変更については 4 月 1 日からの実施とする。

以上

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
は変更箇所

変 更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
米穀受渡細則 (規則の意義) 第1条 この規則は、本所の米穀の受渡業務の円滑な運営を期するため、業務規程（以下「規程」という。）に定めていない事項について細則を定めたものである。 (受渡供用品) 第2条 本所での受渡しに供用できるものは、別に定める<u>価格調整表</u>に記載されたもので、次の要件を満たしたものとする。 (1) 農産物検査法に基づく検査に合格したもの (2) 食品衛生法に抵触しないもの (3) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの (4) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの (5) 農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30kgの水稲うるち玄米 (6) 一般流通品以上の品位を有するもの (7) 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの (受渡指定倉庫及び貨物運送運賃) 第3条 規程第88条の22に規定する本所の指定倉庫及び規程第88条の33第2項に規定する貨物運送運賃は、別に定めるとおりとする。 <u>2 前項における貨物運送運賃の算出にあたって基準となる地域は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあっては大阪府</u> <u>(2) 規程第8条第2項第4号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあっては東京都特別区</u> (早受渡し) 第4条 規程第88条の24に規定する早受渡しを希望するときは、<u>本条の規定</u>により、これを行うことができる。	米穀(コシヒカリ(石川県産及び福井県産))受渡細則Ⅰ (規則の意義) 第1条 この規則は、本所の米穀の受渡業務の円滑な運営を期するため、業務規程（以下「規程」という。）に定めていない事項について細則を定めたものである。 (受渡供用品) 第2条 本所での受渡しに供用できるものは、別に定める<u>格付表</u>に記載されたもので、次の要件を満たしたものとする。 (1) 農産物検査法に基づく検査に合格したもの (2) 食品衛生法に抵触しないもの (3) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの (4) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの (5) 農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30kgの水稲うるち玄米 (6) 一般流通品以上の品位を有するもの (7) 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの (受渡指定倉庫) 第6条 規程第88条の22に規定する本所の指定倉庫は、<u>別表のとおりとする。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (早受渡し) 第3条 規程第88条の24に規定する早受渡しを希望するときは、<u>次の定めるところ</u>により、これを行うことができる。	米穀(コシヒカリ(茨城県産、栃木県産及び千葉県産))受渡細則Ⅱ (規則の意義) 第1条 この規則は、本所の米穀の受渡業務の円滑な運営を期するため、業務規程（以下「規程」という。）に定めていない事項について細則を定めたものである。 (受渡供用品) 第2条 本所での受渡しに供用できるものは、別に定める<u>格付表</u>に記載されたもので、次の要件を満たしたものとする。 (1) 農産物検査法に基づく検査に合格したもの (2) 食品衛生法に抵触しないもの (3) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの (4) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの (5) 農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30kgの水稲うるち玄米 (6) 一般流通品以上の品位を有するもの (7) 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの (受渡指定倉庫及び貨物運送運賃) 第3条 規程第88条の22に規定する本所の指定倉庫は、<u>別表のとおりとする。</u> <u>2 規程第88条の33第2項に規定する貨物運送運賃は、別表のとおりとする。</u> (新 設) (新 設) (早受渡し) 第4条 規程第88条の24に規定する早受渡しを希望するときは、<u>本条の規定</u>により、これを行うことができる。

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
2 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、早受渡しを希望するときは、その旨を書面をもって、本所に申し出るものとする。この場合において、早受渡しの申出者は、受渡最終履行日を指定することができる。ただし、受渡最終履行日の指定は、早受渡申出の日から4営業日以降の日（その日が当月限納会日の前日を超える場合は、当月限納会日の前日とする。）としなければならない。 <u>3 早受渡しの希望を申出た会員は申出のあった日から3営業日間（3営業日の最終日が当月限納会日の3営業日前の日以降になるときは、当月限納会日の3営業日前の日の正午までの間）は申出に対する取り消し、又は変更することはできない。ただし、申出た会員が大阪堂島商取代行株式会社に早渡しを行うものについては、この限りでない。</u> 4 本所は、第2項の申出を受理したときは、遅滞なく、これを本所に掲示するものとする。 <u>5 早受渡しの申出期間は、<u>規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあっては当月限納会日の属する月の前月の20日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）から、同号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあっては毎月の最初の営業日から、それぞれ当月限納会日の3営業日前までとし、受渡しは、当月限納会日の前営業日正午までに終了させるものとする。</u></u> 6 早受渡しの申出のあった建玉の反対建玉を有する会員で、その全部又は一部について早受渡しに応じようとするものは、その旨を本所に申し出るものとする。 <u>7 早受渡しの応諾の申出は、<u>第2項の申出のあった翌営業日からとし、当月限納会日の2営業日前までとする。ただし、第2項の規定により受渡最終履行日の指定のあるものについては、その前営業日までとする。</u></u> <u>8 第5項及び前項に規定する申出の時限については、毎営業日の午後2時（申出の日が申出期間の最終日に当たるときは正午）とする。</u> <u>9 早受渡しの受渡日は、応諾の申出日の翌営業日とする。</u> <u>10 早受渡しの申出者は、当該建玉に対する反対売買をし、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくは変更することができない。ただし、第7項に規定する最終応諾申出日までに応諾のなかった部分については、この限りでない。</u> <u>11 早受渡しの相手方が2人以上あるときは、本所は、抽せんによって相手を決定する。</u>	2 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、早受渡しを希望するときは、その旨を書面をもって、本所に申し出るものとする。この場合において、早受渡しの申出者は、受渡最終履行日を指定することができる。ただし、受渡最終履行日の指定は、早受渡申出の日から4営業日以降の日（その日が当月限納会日の前日を超える場合は、当月限納会日の前日とする。）としなければならない。 3 早受渡しの希望を申出た会員は申出のあった日から3営業日間（3営業日の最終日が当月限納会日の3営業日前の日以降になるときは、当月限納会日の3営業日前の日の正午までの間）は申出に対する取り消し、又は変更することはできない。ただし、申出た会員が大阪堂島商取代行株式会社に早渡しを行うものについては、この限りでない。 4 本所は、第2項の申出を受理したときは、遅滞なく、これを本所に掲示するものとする。 5 早受渡しの申出期間は、<u>前月最終営業日の10営業日前から</u>当月限納会日の3営業日前までとし、受渡しは、当月限納会日の前営業日正午までに終了させるものとする。 6 早受渡しの申出のあった建玉の反対建玉を有する会員で、その全部又は一部について早受渡しに応じようとするものは、その旨を本所に申し出るものとする。 7 早受渡しの応諾の申出は当月限納会日の2営業日前までとする。ただし、第2項の規定により、受渡最終履行日の指定のあるものについては、その前営業日までとする。 8 第5項及び前項に規定する申出の時限については、毎営業日の午後2時（申出の日が申出期間の最終日に当たるときは正午、<u>半休日に当たるときは午前11時</u>）とする。 9 早受渡しの受渡日は、応諾の申出日の翌営業日とする。 10 早受渡しの申出者は、当該建玉に対する反対売買をし、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくは変更することができない。ただし、第7項に規定する最終応諾申出日までに応諾のなかった部分については、この限りでない。 11 早受渡しの相手方が2人以上あるときは、本所は、抽せんによって相手を決定する。	2 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、早受渡しを希望するときは、その旨を書面をもって、本所に申し出るものとする。この場合において、早受渡しの申出者は、受渡最終履行日を指定することができる。ただし、受渡最終履行日の指定は、早受渡申出の日から4営業日以降の日（その日が当月限納会日の前日を超える場合は、当月限納会日の前日とする。）としなければならない。 (新 設) <u>3 本所は、前項の申出を受理したときは、遅滞なく、これを本所に掲示するものとする。</u> <u>4 早受渡しの申出期間は、毎月の最初の営業日から</u>当月限納会日の3営業日前までとし、受渡しは、当月限納会日の前営業日正午までに終了させるものとする。 <u>5 早受渡しの申出のあった建玉の反対建玉を有する会員で、その全部又は一部について早受渡しに応じようとするものは、その旨を本所に申し出るものとする。</u> 6 早受渡しの応諾の申出は、第2項の申出のあった翌営業日からとし、当月限納会日の2営業日前までとする。ただし、第2項の規定により受渡最終履行日の指定のあるものについては、その前営業日までとする <u>7 第4項及び前項に規定する申出の時限については、毎営業日の午後2時（申出の日が申出期間の最終日に当たるときは正午）とする。</u> <u>8 早受渡しの受渡日は、応諾の申出日の翌営業日とする。</u> <u>9 早受渡しの申出者は、当該建玉に対する反対売買をし、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくは変更することができない。ただし、第6項に規定する最終応諾申出日までに応諾のなかった部分については、この限りでない。</u> <u>10 早受渡しの相手方が2人以上あるときは、本所は、抽せんによって相手方を決定する。</u>

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
12 規程第88条の31第1項に規定する受渡品の故障の申立ては、量目不足の場合を除き、早受渡しの受方に対しては適用しない。ただし、第2項の規定により早受けの希望を申し出た者に対し早渡しの応諾の申出があった場合は、この限りでない。 13 第2項の申出者は、当該申出の反対建玉を有する場合において、第6項及び第7項の規定にかかわらず、早受渡しの応諾を同時に行うことができる。この場合において、第5項の「3営業日前まで」とあるのは「2営業日前まで」と読み替え、前項のただし書き以降は適用しないものとする。 (早受渡しの応諾の制限) <u>第5条 前条第2項に規定する早受渡しの申出日当日は、当該申出に対する応諾の申出はできない。ただし、大阪堂島商取代行株式会社を相手方とする早受渡しについては、この限りでない。</u> (早受渡し応諾希望者の検品) <u>第6条 第4条の規定による早渡申出品（大阪堂島商取代行株式会社の売建玉に該当する早渡し品を含む。）に対し、早受けの応諾をするための検品を希望する者は、本所の発行する「見本摘出願」を当該倉庫に提示してこれを行うことができる。</u> 第8条 (削 る) 2 (削 る) 3 (削 る)	12 規程第88条の31第1項に規定する受渡品の故障申立ては、量目不足の場合を除き、早受渡しの受方に対しては適用しない。ただし、第2項の規定により早受けの希望を申し出た者に対し早渡しの応諾の申出があった場合は、この限りでない。 13 第2項の申出者は、当該申出の反対建玉を有する場合において、第6項及び第7項の規定にかかわらず、早受渡しの応諾を同時に行うことができる。この場合において、第5項の「3営業日前まで」とあるのは「2営業日前まで」と読み替え、前項のただし書き以降は適用しないものとする。 (早受渡しの応諾の制限) <u>第4条 第3条第2項に規定する早受渡しの申出日当日は、当該申出に対する応諾の申出はできない。ただし、大阪堂島商取代行株式会社を相手方とする早受渡しについては、この限りでない。</u> (早受渡し応諾希望者の検品) <u>第5条 第3条の規定による早渡申出品（大阪堂島商取代行株式会社の売建玉に該当する早渡し品を含む。）早受けの応諾をするための検品を希望する者は、本所の発行する「見本摘出願」を当該倉庫に提示してこれを行うことができる。</u> (受渡品届出書) <u>第8条 規程第88条の26に規定する受渡品届出書は、納会日の午後3時まで、受渡品の産地品種銘柄、等級、産年、数量、倉庫名及びその所在地を本所に届け出なければならない。</u> <u>2 受託会員は、前項の受渡品届出書を届け出るときは、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと、自己の計算をもってする受渡しに係るものに区分して、しなければならない。</u> <u>3 本所は、前項の届出書を受理したときは、遅滞なく受方にその受渡品の内容を通知しなければならない。</u>	11 規程第88条の31第1項に規定する受渡品の故障の申立ては、量目不足の場合を除き、早受渡しの受方に対しては適用しない。ただし、第2項の規定により早受けの希望を申し出た者に対し早渡しの応諾の申出があった場合は、この限りでない。 12 第2項の申出者は、当該申出の反対建玉を有する場合において、第5項及び第6項の規定にかかわらず、早受渡しの応諾を同時に行うことができる。この場合において、第4項の「3営業日前まで」とあるのは「2営業日前まで」と読み替え、前項のただし書き以降は適用しないものとする。 (新 設) (早受渡し応諾希望者の検品) <u>第5条 前条の規定による早渡申出品に対し、早受けの応諾をするための検品を希望する者は、本所の発行する「検品許可書」を当該倉庫に提示してこれを行うことができる。</u>

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
(受渡品明細通知書) 第7条 規程第88条の27に規定する受渡品明細通知書は、受渡品の産地品種銘柄(地域区分を含む。)、等級、産年、荷造(包装)の種類、数量、倉庫名及びその所在地並びに倉荷証券の番号等を記載するものとする。 2 渡方は、前項の受渡品明細通知書を届け出る際に既に倉荷証券発行済みのものにあつては当該倉荷証券番号を記載し、証券未発行のものにあつては当月限納会日の3営業日後の正午までに本所に届け出るものとする。 3 受託会員は、第1項の受渡品明細通知書を届け出るときは、委託者の計算をもつてする受渡しに係るものと、自己の計算をもつてする受渡しに係るものに区分して、しなければならない。 (受渡先事前決定届出書) 第8条 受託会員は、前条第1項の受渡品明細通知書を届け出る際に、当該者の自己玉と委託玉、または委託玉同士について渡方と受方が受渡先となることに合意したときは、受渡先事前決定届出書を本所に届け出るものとする。 2 本所は、前項の届出書を受理したときは、遅滞なく受方に当該合意した受渡玉を除いた受渡品の内容を通知しなければならない。 (指定倉荷証券) 第9条 本所に差し出す指定倉荷証券は、本所の指定を受けた当該倉庫の倉所、倉号に現に保管されているものについて発行されたものでなければならない。 2 倉荷証券面には、次の内容が記載されていなければならない。 (1) 産地品種銘柄(地域区分を含む。) (2) 等級 (3) 産年 (4) 発券履歴のある場合は、直前の証券番号 (5) 規程第88条の33第1項の規定による、倉庫保管料および出庫料等が納入済みである旨 (6) その他必要事項	(受渡品明細通知書) 第10条 規程第88条の27に規定する受渡品明細通知書は、<u>受渡日の2営業日前の午後3時まで(第3条に規定する早受渡しにあつては、当該早渡しの申出のとき)に、</u>受渡品の産地品種銘柄、等級、産年、数量、倉庫名及びその所在地並びに倉荷証券の番号を記載したものを本所に届け出なければならない。 (新 設) 2 受託会員は、前項の受渡品明細通知書を届け出るときは、委託者の計算をもつてする受渡しに係るものと、自己の計算をもつてする受渡しに係るものに区分して、しなければならない。 (受渡先事前決定届出書) 第8条の2 受託会員は前条第1項に規定する受渡品届出書を届け出る際に、当該者の自己玉と委託玉、または委託玉同士について渡方と受方が受渡先となることに合意したときは、受渡先事前決定届出書を本所に届け出るものとする。 2 本所は、前項の届出書を受理したときは、遅滞なく受方に当該合意した受渡玉を除いた受渡品の内容を通知しなければならない。 (指定倉荷証券) 第7条 本所に差し出す指定倉荷証券は、本所の指定を受けた当該倉庫の倉所、倉号に現に保管されているものについて発行されたものであつて、その券面には、倉庫保管料が納入済みである旨の記載がなければならない。 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	(受渡品明細通知書) 第6条 規程第88条の27に規定する受渡品明細通知書は、受渡品の産地品種銘柄(地域区分を含む。)、等級、産年、荷造(包装)の種類、数量、倉庫名及びその所在地並びに倉荷証券の番号等を記載するものとする。 2 渡方は、前項の受渡品明細通知書を届け出る際に既に倉荷証券発行済みのものにあつては当該倉荷証券番号を記載し、証券未発行のものにあつては当月限納会日の3営業日後の正午までに本所に届け出るものとする。 3 受託会員は、第1項の受渡品明細通知書を届け出るときは、委託者の計算をもつてする受渡しに係るものと、自己の計算をもつてする受渡しに係るものに区分して、しなければならない。 (受渡先事前決定申請書) 第7条 受託会員は、前条第1項の受渡品明細通知書を届け出る際に、当該者の自己玉と委託玉、または委託玉同士について渡方と受方が受渡先となることに合意したときは、受渡先事前決定申請書を本所に届け出るものとする。 (新 設) (指定倉荷証券) 第8条 指定倉荷証券は、本所の指定を受けた当該倉庫の倉所、倉号に現に保管されているものについて発行されたものでなければならない。 2 倉荷証券面には、次の内容が記載されていなければならない。 (1) 産地品種銘柄(地域区分を含む。) (2) 等級 (3) 産年 (4) 発券履歴のある場合は、直前の証券番号 (5) 規程第88条の33第1項の規定による、倉庫保管料および出庫料等が納入済みである旨 (6) その他必要事項

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
(希望玉届出書) <u>第10条 受方は、希望する荷口があるときは、納会日翌営業日の午後3時までに、希望玉届出書を届け出ることができる。</u> (希望前検査) <u>第11条 規程第88条の29に規定する希望前検査の申請者は、原則としてその申請に係る貨物の荷口をその他の荷口と区分しておかなければならない。</u> 2 本所は、前項の申請があったときは<u>第15条から第21条</u>までの規定を準用する。 (受渡品の受渡先決定方法) <u>第12条 第4条第6項に規定する早受渡しの応諾は、当該早受渡し希望申出日の翌営業日午前9時から受付けれるものとし、早受渡しの決定は応諾の申出順とする。</u> 2 <u>規程第88条の30に規定する受渡先の決定方法は次により行うものとする。</u> (1) <u>本所は、第10条による希望する荷口につき、申出が競合しなかった荷口については、当該申出者を受方と決定し、申出の競合した荷口については、受渡当事者（その代理人を含む。）の合議によるものとする。</u> (2) <u>前号による申出がなかった渡方の荷口及び合議に至らなかった荷口については、抽せんにより受方を決定するものとする。</u> (3) <u>本所は、決定した受渡品について、受方に速やかに通知するものとする。</u> (受渡品調査) <u>第13条 本所は、必要があると認めたときは、受渡品に関する調査を行うことができる。</u>	(希望玉届出書) 第9条 受方は、希望する荷口があるときは、納会日翌営業日の午後3時までに、希望玉届出書を届け出ることができる。 (希望前検査) <u>第12条 規程第88条の29に規定する希望前検査の申請者は、原則としてその申請に係る貨物の荷口をその他の荷口と区分しておかなければならない。</u> 2 本所は、前項の申請があったときは<u>第17条及び第19条から第22条</u>までの規定を準用する。 (受渡先の決定) <u>第11条 規程第88条の30に規定する受渡先の決定は、第9条による希望する荷口につき、申出が競合しなかった荷口については、当該申出者を受方と決定し、申出の競合した荷口については、抽せんにより受方を決定するものとする。</u> 2 <u>第1項による申出がなかった渡方の荷口については、抽せんにより受方を決定するものとする。</u> (新 設) (新 設) 3 本所は、決定した受渡品について、受方に速やかに通知するものとする。 (新 設)	(新 設) (希望前検査) <u>第9条 規程第88条の29に規定する希望前検査の申請者は、原則としてその申請に係る貨物の荷口をその他の荷口と区分しておかなければならない。</u> 2 本所は、前項の申請があったときは<u>第13条から第19条</u>までの規定を準用する。 (受渡品の受渡先決定方法) <u>第10条 第4条第5項に規定する早受渡しの応諾は、当該早受渡し希望申出日の翌営業日午前9時から受付けれるものとし、早受渡しの決定は応諾の申出順とする。</u> 2 規程第88条の30に規定する受渡先の決定方法は次により行うものとする。 (1) <u>本所は、第6条に規定する受渡品明細通知書を受領したときは、遅滞なく受方に通知するものとする。ただし、第7条に規定する受渡先事前決定申請書を本所が受領したときは、当該受渡品の受渡先は決定したものとし、当該通知に含めないものとする。</u> (2) <u>受渡先の決定は、受渡当事者（その代理人を含む。）の合議によるものとし、競合する場合は、受方の数量の多い者から受渡品獲得の順位を決定するための抽せんを行い、この順位に従い受渡先を決定する。</u> (新 設) (受渡品調査) <u>第11条 本所は、必要があると認めたときは、受渡品に関する調査を行うことができる。</u>

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変	更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行												
(故障申立品の移動禁止) 第14条 受方が規程第88条の31に規定する受渡品の故障の申立てをしたときは、本所が故障の程度を決定する日まで、当該受渡品の出庫又は証券回収を行ってはならない。 2 (削る) 2 前項の規定にかかわらず出庫又は証券回収が行われた場合は、当該故障の申立てを無効とし、検品手数料は受方の負担とする。 (希望前検査及び故障申立品の検査) 第15条 本所は、希望前検査及び故障申立ての申請があった貨物につき、すみやかに検査を行う。 2 見本採取の対象は、1受渡単位とし、このうち規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあっては、18検体、同号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあっては、32検体を無作為に抽出する。 3 品質の検査に係る見本は、前述により抽出した検体ごとに2ヵ所から採取し、検体ごとに混合する。 4 量目の検査は、第2項により抽出した検体について皆掛けで試貫を行う。 5 本所が必要と認めたときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、見本採取することができる。		(故障申立品に対する遵守事項) 第14条 故障の申立てをした受渡供用品は、本所が検品裁定を終了するまで早受渡しをすることができない。 2 故障の申立てをした受渡供用品は、本所が検品裁定のため行う鑑定が終了するまで出庫、拼替等の移動をすることができない。 3 第1項、第2項の規定に違反した場合は、故障の申立てを無効とし、検品手数料は、受方の負担とする。 (受渡品の故障申立て及び受渡不適格品の代品提供の裁定) 第13条 故障申立ての検品及び代品提供の場合の前検査は、本所が委嘱した財団法人日本穀物検定協会（以下「検定協会」という。）が抽出した見本につき、別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、年産、品質等につき鑑定を行い、受渡しの適否又は値引きの金額を裁定する。 (見本抽出点数) 第17条 故障申立て及び希望前検査における品質鑑定の見本抽出は原則として、次の点数によるものとする。ただし、第15条第2号に規定する故障申立てにおける品質鑑定の見本抽出の場合に限り、点数は同一とするが、同一箇所より2回以上抽出できるものとする。 <table><tr><td>1枚 ～ 3枚</td><td>10点（袋）</td></tr><tr><td>4枚 ～ 6枚</td><td>20点（袋）</td></tr><tr><td>7枚 ～ 12枚</td><td>30点（袋）</td></tr><tr><td>13枚 ～ 20枚</td><td>40点（袋）</td></tr><tr><td>21枚 ～ 30枚</td><td>50点（袋）</td></tr></table> (新 設) (新 設) (新 設)		1枚 ～ 3枚	10点（袋）	4枚 ～ 6枚	20点（袋）	7枚 ～ 12枚	30点（袋）	13枚 ～ 20枚	40点（袋）	21枚 ～ 30枚	50点（袋）	(故障申立品の移動禁止) 第12条 受方が規程第88条の31に規定する受渡品の故障の申立てをしたときは、本所が故障の程度を決定する日まで、当該受渡品の出庫又は証券回収を行ってはならない。 2 前項の規定にかかわらず出庫又は証券回収が行われた場合は、当該故障の申立てを無効とし、検品手数料は受方の負担とする (希望前検査及び故障申立品の検査) 第13条 本所は、希望前検査及び故障申立ての申請があった貨物につき、すみやかに検査を行う。 2 見本採取の対象は、1受渡単位とし、このうち32検体を無作為に抽出する。 3 品質の検査に係る見本は、前項により抽出した検体ごとに2ヵ所から採取し、検体ごとに混合する。 4 量目の検査は、第2項により抽出した検体について皆掛けで試貫を行う。 5 本所が必要と認めたときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、見本採取することができる。	
1枚 ～ 3枚	10点（袋）														
4枚 ～ 6枚	20点（袋）														
7枚 ～ 12枚	30点（袋）														
13枚 ～ 20枚	40点（袋）														
21枚 ～ 30枚	50点（袋）														

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
（品質の検査） <u>第16条</u> 品質については、前条第3項により採取した見本を第三者機関にて性状分析を実施し、その結果及び当該見本を別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、故障の程度を決定する。 2 値引の限度は60kgにつき規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、1,000円、同号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、600円とし、それを超えるものを不適格とする。 3 第2項の決定が故障申立によるもの場合は、本所は、規程第88条の32によりこれを処理する。 （量目の検査） <u>第17条</u> 量目については、第15条第4項により試貫した結果が下記許容量目以上の場合は合格、一部又は全部がそれ未満の場合は量目不足として値引の対象とする。 30kg紙袋入 30.3kg <u>第22条</u> （削 る） 2 前項により値引の対象となったものは、欠減袋の欠減量の平均値に欠減袋の割合を乗じた値を算出し、これを平均欠減量とする。 3 欠減による値引額の計算は、受渡値段に価格調整額並びに第16条、第18条及び第19条の値引額を加減した額を基礎として算出し、円位未満は四捨五入（消費税の円位未満は切り捨て）とする。 （包装の検査） <u>第18条</u> 包装については、本所が対象の貨物を調査し、その結果を別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、故障の程度を決定する。 2 前項の決定が故障申立てによるもの場合は、本所は、<u>第16条第2項及び規程第88条の32</u>によりこれを処理する。	（値引きの限度額） <u>第19条</u> 故障申立てによる品質の値引きによって受渡しされる限度額は1,000円（60kgにつき）とし、その限度額を超えるものを不適格とする。 2 第1項の限度額は、産地品種銘柄、等級には関係なく同一額とする。 3 第1項の規定により不適格となったものは、その供用期間中受渡しに供用することができないものとする。 （基準量目） <u>第21条</u> 受渡品には基準量目を設け30kg入紙袋で30.3kg（皆掛）以上のものを正袋とし、それ以下を量目不足とする。 （試貫の個数） <u>第22条</u> 故障申立てによる試貫の個数は1割を限度とし、最低は10袋とする。 2 試貫の結果、基準量以下のものがある場合は、欠減袋の平均量目を試貫個数の比率により1受渡単位の推定欠減袋に平均量目を乗じて総推定欠減量を算出し、受渡値段（格付表による格差の加減、品質による値引きの裁定があつたものについては、その値引額を差し引いたもの）に基づいて計算したものとする。 3 検量に際しては、受渡双方は希望により立ち会うことができるが、試貫の方法その他について検定協会に対し指図することを認めない。 （包装） <u>第20条</u> 農産物検査法に基づく農産物規格規程に定める第1種紙袋及び第2種紙袋とする。 （新 設）	（品質の検査） <u>第14条</u> 品質については、前条第3項により採取した見本を第三者機関にて性状分析を実施し、その結果及び当該見本を別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、故障の程度を決定する。 2 値引の限度は60kgにつき600円とし、それを超えるものを不適格とする。 3 第2項の決定が故障申立によるもの場合は、本所は、規程第88条の32によりこれを処理する。 （量目の検査） <u>第15条</u> 量目については、<u>第13条</u>第4項により試貫した結果が下記許容量目以上の場合は合格、一部又は全部がそれ未満の場合は量目不足として値引の対象とする。 30kg紙袋入 30.3kg 2 前項により値引の対象となったものは、欠減袋の欠減量の平均値に欠減袋の割合を乗じた値を算出し、これを平均欠減量とする。 3 欠減による値引額の計算は、受渡値段に価格調整額並びに<u>第14条、第16条及び第17条</u>の値引額を加減した額を基礎として算出し、円位未満は四捨五入（消費税の円位未満は切り捨て）とする。 （包装の検査） <u>第16条</u> 包装については、本所が対象の貨物を調査し、その結果を別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、故障の程度を決定する。 2 前項の決定が故障申立てによるもの場合は、本所は、<u>第14条第2項及び規程第88条の32</u>によりこれを処理する。

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
(その他の故障申立て) <u>第19条</u> 規程第88条の31第2項に規定する故障の申立てについては、<u>本所が必要と認めた場合は、第15条第5項により採取した見本を第三者機関で以下の項目の理化学検査をすることができることとし、その処理については、第16条の規定を準用する。</u> (1) (削 る) (2) (削 る) 2 前項に規定する検査分析に係る費用は実費とし、その分担は、<u>規程第88条の33第3項の規定を準用する。ただし、希望前検査に係る当該費用は申請者の負担とする。</u> (国定検査規格に該当しない受渡品) <u>第20条</u> 国定検査合格品で第15条による採取見本中に国で定めた規格に該当しないものがあっても、<u>第16条または第19条の規定に準じて受渡しさせることができる。</u> (前歴の踏襲) <u>第21条</u> 第16条から第19条による本所の決定は、申請のあった指定倉荷証券に限り以降の供用期間中前歴として踏襲し、当該倉荷証券が受渡しに供されたときは、<u>本所は受方に対しその前歴を通知する。</u> (前歴に対する故障の申立て) <u>第22条</u> 受方が前条の前歴（当該月の前検査のものを除く。）に対して異議のある場合は、<u>規程第88条の31の規定により故障の申立てをすることができる。</u> 2 前項の申立てに係る受渡諸経費の分担は、次の各号に基づき<u>規程第88条の33第3項を適用する。</u> (1) <u>本所の決定が前回と同一の場合は、故障の申立てを不成立とする。</u> (2) <u>前回の決定を超えた場合は、故障の申立てを成立とする。</u>	(その他の故障申立て) <u>第15条</u> 規程第88条の31第2項に規定する故障の申立てについては、<u>以下の項目に限定する。</u> (1) カドミウムに関するもの (2) 残留農薬に関するもの (新 設) (新 設) (故障裁定の有効期間) <u>第23条</u> <u>故障裁定の有効期間は供用期間中とする。ただし、前歴のある倉荷証券が受渡しに供用された場合、本所は受方に対しその値引額又は欠減量を通知する。受方が前歴に異議がある場合は、故障の申し立てをすることができる。</u> (裁定に対する異議) <u>第24条</u> <u>裁定に対する異議の申し立ては、これを認めない。</u> (新 設) (新 設) (新 設)	(故障にかかる理化学検査) <u>第17条</u> 規程第88条の31に規定する故障の申立てについて、<u>本所が必要と認めた場合は、第13条第5項により採取した見本を第三者機関で理化学検査をすることができることとし、その処理については、第14条の規定を準用する。</u> 2 前項に規定する検査分析に係る費用（<u>実費</u>）の分担は、<u>規程第88条の33第3項の規定を準用する。ただし、希望前検査に係る検査分析費用（実費）は申請者の負担とする。</u> (国定検査規格に該当しない受渡品) <u>第18条</u> 国定検査合格品で<u>第13条</u>による採取見本中に国で定めた規格に該当しないものがあっても、<u>第14条または第17条の規定に準じて受渡しさせることができる。</u> (前歴の踏襲) <u>第19条</u> 第14条から<u>第17条</u>による本所の決定は、申請のあった指定倉荷証券に限り以降の供用期間中前歴として踏襲し、当該倉荷証券が受渡しに供されたときは、<u>本所は受方に対しその前歴を通知する。</u> (前歴に対する故障の申立て) <u>第20条</u> 受方が前条の前歴（当該月の前検査のものを除く。）に対して異議のある場合は、<u>規程第88条の31の規定により故障の申立てをすることができる。</u> 2 前項の申立てに係る受渡諸経費の分担は、次の各号に基づき<u>規程第88条の33第3項を適用する。</u> (1) <u>本所の決定が前回と同一の場合は、故障の申立てを不成立とする。</u> (2) <u>前回の決定を超えた場合は、故障の申立てを成立とする。</u>

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
(検品手数料及び希望前検査手数料) <u>第23条 規程第88条の33第4項による検品手数料及び同第156条による希望前検査手数料は、品質の検査にあつては14,040円（うち消費税相当額1,040円）、量目、包装、その他の検査にあつてはそれぞれ1受渡単位につき7,560円（うち消費税相当額560円）とする。</u> (1) (削 る) (イ) (削 る) (ロ) (削 る) (2) (削 る) (イ) (削 る) (ロ) (削 る) 2 <u>希望前検査手数料の負担は、申請者とする。</u> 3 (削 る) (1) (削 る) (2) (削 る) 第18条 (削 る) 2 (削 る)	(受渡品の検品手数料等) <u>第16条 規程第88条の31第3項に規定する受渡品の検品手数料及び規程第88条の29第4項に規定する希望前検査手数料等は、次のとおりとする。</u> (1) <u>故障申立の検品手数料</u> (イ) <u>見本採取 1枚につき</u> <u>3,150円（うち消費税相当額は150円）</u> (ロ) <u>検 量 1枚につき</u> <u>5,250円（うち消費税相当額は250円）</u> (2) <u>希望前検査手数料</u> (イ) <u>見本採取 1枚につき</u> <u>3,150円（うち消費税相当額は150円）</u> (ロ) <u>検 量 1枚につき</u> <u>5,250円（うち消費税相当額は250円）</u> 2 <u>故障申立をした者及び前検査を希望した者が見本採取後の性状分析を希望する場合、前項の手数料のほか、別途実費を徴収するものとする。</u> 3 <u>前条に規定するカドミウム、残留農薬の検査手数料については、次のとおりとする。</u> (1) <u>カドミウム濃度の検査</u> <u>1枚につき 5,250円（うち消費税相当額は250円）</u> (2) <u>残留農薬濃度の検査</u> <u>1枚につき 84,000円（うち消費税相当額は4,000円）</u> (受渡諸経費の分担) <u>第18条 規程第88条の33第4項に規定する故障申立てによる検品手数料は、受方の申立てが認められたときは渡方の負担とし、認められなかったときは、受方の負担とする。</u> 2 <u>規程第88条の33第5項に規定する故障申立てによる検品手数料及び受渡日の属する期の翌日から検品終了に至るまでの期の倉庫保管料は、受方の申立てが認められたときは全て渡方の負担とし、認められなかったときは、全て受方の負担とする。</u>	(希望前検査手数料及び検品手数料) <u>第21条 規程第88条の29第4項による希望前検査手数料及び同第88条の33 第4項による検品手数料は、品質の検査にあつては13,650円（うち消費税相当額650円）、量目、包装、その他の検査にあつてはそれぞれ1受渡単位につき7,350円（うち消費税相当額350円）とする。</u> 2 希望前検査手数料の負担は、申請者とする。

米穀受渡細則一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更	米穀受渡細則Ⅰ 現行	米穀受渡細則Ⅱ 現行
(消費税の取扱い) <u>第24条 規程に定める品質、量目等の検査の結果、故障裁定において生じた受渡品の値引金額及び規程第88条の32第2号の代品提供に伴う格差変更による金額に係る消費税相当額については、所要の調整を行う。</u> 第26条 (削 る) 第27条 (削 る) (その他の措置) <u>第25条 規程、本細則に定めていないもの若しくは不測の事態が生じたときは、米穀の商慣習又は当事者の合議により処理するものとする。</u> <u>2 前項において合議に至らないときは、本所で当事者の仲介を行うものとする。</u> (改 廃) <u>第26条 本細則は、実情を勘案して、適宜、必要に応じて所要の改廃を行うものとし、その改廃は既存限月についても適用することができる。</u> 附 則 (平成26年3月12日) 平成26年3月12日開催の理事会において決議した本細則の変更は、平成26年4月1日より実施する。	(消費税の取扱い) <u>第25条 規程に定める品質、量目等の検査の結果、故障裁定において生じた受渡品の値引金額及び規程第88条の32第2号の代品提供に伴う格差変更による金額に係る消費税相当額については、所要の調整を行う。</u> (合意に基づく受渡しの特例) <u>第26条 規程第88条の38に規定する本所が承認した合意受渡しについては、別に定める米穀(コシヒカリ(石川県産及び福井県産))Ⅰの合意に基づく受渡しの特例による。</u> (合意に基づく早受渡しの特例) <u>第27条 規程第88条の39に規定する本所が承認した合意早受渡しについては、別に定める米穀の合意に基づく早受渡しの特例による。</u> (その他の措置) <u>第28条 規程、本細則に定めていないもの若しくは不測の事態が生じたときは、米穀の商慣習又は当事者の合議により処理するものとする。</u> (新 設) (新 設)	(新 設) (その他の措置) <u>第22条 規程、本細則に定めていないもの若しくは不測の事態が生じたときは、米穀の商慣習又は当事者の合議により処理するものとする。</u> 2 前項において合議に至らないときは、本所で当事者の仲介を行うものとする。 (改 廃) <u>第23条 本細則は、実情を勘案して、適宜、必要に応じて所要の改廃を行うものとし、その改廃は既存限月についても適用することができる。</u>

米穀受渡細則一部變更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変更

削る

《別表》

現行

米穀の貨物運送運賃

《別表》

神奈川県

受渡単位 1 枚につき

市 町 村 名	貨物運送運賃（円）
平 塚 市	42,000

茨城県

受渡単位 1 枚につき

市 町 村 名	貨物運送運賃（円）
鹿 嶋 市・神 栖 市	48,000
つくば市	46,000
ひたちなか市	50,000

米穀の合意に基づく早受渡しの特例一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更	現 行
第1条 ～ 第5条 (省 略) (合意早受渡し届出書) 第6条 規程第88条の39の規定により、双方の合意に基づいて本所で早受渡しを行うときは、双方は、その合意した内容の明細及び受渡日を明記した届出書を、連署をもって、<u>本所に届け出るものとし、その提出期限は、当該受渡日の前営業日における最終節終了後20分までとする。</u>また当該届出書には、受渡日、受渡場所、受渡重量及び受渡方法等が記載され、当該受渡しが行われることが確認できる契約書等の書類の写しを添付するものとする。 2 (省 略) 第7条 (省 略) (受渡決済の方法) 第8条 受渡しについて、渡方は指定倉荷証券のほか、本所の確認できる受渡書類を本所に差し出して行うことができる。 2 前項の渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額の納入期限は、受渡日 <u>(当日が休業日に当たる時は、翌営業日とする。)</u> の午後1時とする。 3 ～ 4 (省 略) 以 下 省 略 附 則 (平成26年3月12日) 平成26年3月12日開催の理事会において決議した本特例の変更は、平成26年4月1日より実施する。	第1条 ～ 第5条 (省 略) (合意早受渡し届出書) 第6条 規程第88条の39の規定により、双方の合意に基づいて本所で早受渡しを行うときは、双方は、その合意した内容の明細及び受渡日を明記した届出書を、連署をもって、<u>受渡日の前営業日の午後2時までに本所に届け出るものとする。</u>また当該届出書には、受渡日、受渡場所、受渡重量及び受渡方法等が記載され、当該受渡しが行われることが確認できる契約書等の書類の写しを添付するものとする。 2 (省 略) 第7条 (省 略) (受渡決済の方法) 第8条 受渡しについて、渡方は指定倉荷証券のほか、本所の確認できる受渡書類を本所に差し出して行うことができる。 2 前項の渡方の受渡書類の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額の納入期限は、受渡日の午後1時とする。 3 ～ 4 (省 略) 以 下 省 略

立会順序に関する事項一部変更

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更				現 行			
業務規程第2条第3項の「別に理事会が定める各場節ごと、商品別」に行う立会は、次のとおりとする。				業務規程第2条第3項の「別に理事会が定める各場節ごと、商品別」に行う立会は、次のとおりとする。			
	場 節	開始時刻	上場商品及び上場商品指数の種類		場 節	開始時刻	上場商品及び上場商品指数の種類
前 場	第1節	9:00	東京コメ、 <u> </u> 大阪コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆	前 場	第1節	9:00 <u>9:10</u>	東京コメ 大阪コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆
	第2節	10:00	東京コメ、 <u> </u> 大阪コメ、とうもろこし、国際穀物等指数、冷凍えび、粗糖		第2節	10:00 <u>10:10</u>	東京コメ 大阪コメ、とうもろこし、国際穀物等指数、冷凍えび、粗糖
	第3節	11:00	東京コメ、 <u> </u> 大阪コメ、とうもろこし		第3節	11:00 <u>11:10</u>	東京コメ 大阪コメ、とうもろこし
後 場	第1節	13:00	東京コメ、 <u> </u> 大阪コメ、とうもろこし、小豆	後 場	第1節	13:00 <u>13:10</u>	東京コメ 大阪コメ、とうもろこし、小豆
	第2節	14:00	東京コメ、 <u> </u> 大阪コメ、とうもろこし、国際穀物等指数、冷凍えび、粗糖		第2節	14:00 <u>14:10</u>	東京コメ 大阪コメ、とうもろこし、国際穀物等指数、冷凍えび、粗糖
	第3節	15:00	東京コメ、 <u> </u> 大阪コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆		第3節	15:00 <u>15:10</u>	東京コメ 大阪コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆
附 則（平成26年3月12日） 平26年3月12日開催の理事会において決議した本事項の変更は、平成26年4月1日から実施する。							

指定倉庫及び貨物運送運賃一覧(米穀)

米穀受渡細則第3条に係る本所の指定倉庫及び貨物運送運賃(受渡単位1枚につき)は、以下の通り。

《大阪コメ》

大阪府

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
㈱上組	南港物流センター	大阪市	2-A 2-B 2-C 2-D 3-A 3-B 3-C 3-D 4-A 4-B 4-C 4-D	—
	南大阪青果センター	泉大津市	301 302 303 404 501 502 503 504	—
	りんくう物流センター	泉佐野市	3-A 3-B 3-C 3-D 401 402 403 404 501 502	—
木津川倉庫㈱	大正倉庫	大阪市	第1号倉庫 第2号倉庫 第3号倉庫 第5号倉庫 第6号倉庫 第7号倉庫 第8号倉庫	—
㈱杉村倉庫	三突倉庫	大阪市	P1A P1B P1C P2B P2C P4 P5 P6 P9A P9B	—
	福崎倉庫	大阪市	SB4 SB5 SB14 SB15A SB15B SB16 SB17 SB23 SB24 SB25 SB26 SB33 SB34 SB35	—
㈱住友倉庫	安治川100倉庫	大阪市	134庫	—
津田物産㈱	大東流通センター	大東市	A-2 A-3 F-6 F-7 F-8	—
藤浪倉庫㈱	岸和田支店	岸和田市	1号 2号 9号 11号 12号	—
	泉北支店	泉大津市	1号～7号 9号	—
三菱倉庫㈱	安治川倉庫	大阪市	B 230号	—
	桜島倉庫	大阪市	D1～3号倉庫、E1～4号倉庫、 E6号倉庫(1階のみ)	—

兵庫県

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
㈱上組	K-DIC上組倉庫 No. 3	神戸市	T311～313 T331～334 T341～345 T351～354	—
	住吉物流センター 3号棟	神戸市	T1-3 T2-1～3 T3-1～3 T4-1～3	—
	魚崎倉庫	神戸市	U21～28	—
	魚崎第2定温倉庫	神戸市	U212 U220～223 U230～233	—
神港倉庫㈱	兵庫突堤3号倉庫	神戸市	4階D	—
	阪神流通センター倉庫	西宮市	A-2 A-3 A-4 B-3 B-4	—
神明倉庫㈱	魚崎倉庫	神戸市	A-3～4 B-1 B-3～4	—
	魚崎西倉庫	神戸市	魚崎西1号～4号	—
㈱杉村倉庫	KS倉庫	神戸市	KS12B KS12C KS13 KS35	—
㈱住友倉庫	神戸港国際流通センター100倉庫	神戸市	532 541 542 543 544 545	—
三井倉庫㈱	小野浜事務所	神戸市	320号、321号、322号、323号、 324号、331号、332号a、332号b、 333号a、333号b、334号、342号、 343号、352号、353号	—
三菱倉庫㈱	新港営業所	神戸市	F101～104、F201～203	—
森本倉庫㈱	阪神団地営業所	西宮市	733 734	—

京都府

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
伏見倉庫㈱		京都市	A13 A14	—

《東京コメ》

東京都

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
(株)上組	大井物流センター	大田区	No. 1、No. 2、No. 3 T-2-1、T-2-2、T-5-1、T-5-2 ON-22、ON-23、ON-53、ON-62	—
	ワールド流通センター	江東区	A17-3A、A17-3B、A17-4A、A17-4B	—
	多目的物流センター	江東区	4-1、5-1	—
(株)住友倉庫	お台場営業所 第2倉庫	江東区	621庫、622庫、623庫、631庫、632庫、633庫	—
東京食料センター(株)	辰巳倉庫	江東区	1F-1、2F-1、2F-2、2F-3、3F-1、3F-2	—
東洋埠頭(株)	晴海営業所	中央区	122、123、124、128、132、133、134、138	—
	足立営業所	足立区	82-A、B、C	—
三菱倉庫(株)	青海2号配送センター	江東区	210、220	—

神奈川県

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
(株)上組	南本牧物流センター	横浜市	4-1、4-2、4-3、4-4（定温）	—
	横浜港流通センター	横浜市	303C、304C（定温）	—
	大黒埠頭倉庫	横浜市	DA4-1、DA4-2、DA4-4（定温）	—
国際埠頭(株)	豊浦倉庫	横浜市	1号低温倉庫、5号低温倉庫、8号低温倉庫	—
湘南倉庫運送(株)	黒部丘	平塚市	1号、2号、3号A、3号B	42,000円
(株)住友倉庫	大黒営業所第2倉庫	横浜市	341庫、342庫	—
	本牧営業所南本牧倉庫	横浜市	141庫、142庫、143庫、144庫	—
日清物流(株)	磯子サイロセンター	横浜市	1号倉庫、L-1倉庫、L-2倉庫	—
	大黒倉庫センター	横浜市	403、404	—
三菱倉庫(株)	大黒第一営業所D号倉庫	横浜市	（定温庫）D-400A、D-400D	—
	大黒第二営業所本牧倉庫	横浜市	（定温庫）H101、H102	—

千葉県

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
日本サイロ(株)	千葉倉庫	千葉市	1号倉庫、2号倉庫、3号倉庫	—

茨城県

会 社 名	倉 庫 名	所在地	倉 番	貨物運送運賃
(株)上組	鹿島G棟	神栖市	3-1、3-2、3-3、3-4、4-1、4-2、4-3、4-4	48,000円
	常陸那珂出張所物流センター	ひたちなか市	1-A、1-B、2-A、2-B、2-C、2-D、3-A、3-B、3-C、3-D	50,000円
	常陸那珂出張所多機能倉庫	ひたちなか市	2-2、2-3、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、4-1 4-2、4-3、4-4、4-5、4-6	50,000円
(株)田島屋	筑波倉庫	つくば市	A(No. 2)、B(No. 3)、C(No. 4)、D-1(No. 5)、D-2(No. 6)	46,000円

業務規程の変更にかかる新旧対照表

大阪堂島商品取引所
— は変更箇所

変 更	現 行	備 考																																																								
第 1 章 (省 略) 第 2 章 取引の対象等、期限、呼値及び単位 第 1 節 現物先物取引及び実物取引 第 6 条 ～ 第 8 条 (省 略) (呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位) 第 9 条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおりとし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>呼 値</th><th>呼値の単位</th><th>取引単位及び受渡単位</th></tr><tr><td>(1) ～ (3) (省 略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(4) 米 穀</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>イ 第 8 条第 2 項第 4 号のイに定める米穀</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>1 俵(60キログラム)</td><td>10円</td><td>1 枚(3,000キログラム)</td></tr><tr><td>ロ 同号のロに定める米穀</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>1 俵(60キログラム)</td><td>10円</td><td>1 枚(<u>12,000キログラム</u>)</td></tr></table> (5) ～ (9) (削 る) (省 略) 第 2 節 ～ 第 3 節 (省 略) 第 3 章 ～ 第 4 章 (省 略) 第 5 章 受 渡 し 第 1 節 ～ 第 3 節 (省 略) 第 4 節 米 穀 (受渡しの場所) 第88条の22 受渡しの場所は、<u>米穀受渡細則に定める指定倉庫</u>とする。ただし、実物取引については当事者の合意により、本所の承認を受けたときは、この限りでない。	種 類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位	(1) ～ (3) (省 略)				(4) 米 穀				イ 第 8 条第 2 項第 4 号のイに定める米穀					1 俵(60キログラム)	10円	1 枚(3,000キログラム)	ロ 同号のロに定める米穀					1 俵(60キログラム)	10円	1 枚(<u>12,000キログラム</u>)	第 1 章 (省 略) 第 2 章 取引の対象等、期限、呼値及び単位 第 1 節 現物先物取引及び実物取引 第 6 条 ～ 第 8 条 (省 略) (呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位) 第 9 条 現物先物取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位は次のとおりとし、実物取引は取引当事者の約定によるものとする。 <table><tr><th>種 類</th><th>呼 値</th><th>呼値の単位</th><th>取引単位及び受渡単位</th></tr><tr><td>(1) ～ (3) (省 略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(4) 米 穀</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>イ 第 8 条第 2 項第 4 号のイに定める米穀</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>1 俵(60キログラム)</td><td>10円</td><td>1 枚(3,000キログラム)</td></tr><tr><td>ロ 同号のロに定める米穀</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>1 俵(60キログラム)</td><td>10円</td><td><u>取引単位</u> 1 枚(<u>6,000キログラム</u>) <u>受渡単位</u> 1 枚(<u>12,000キログラム</u>)</td></tr></table> (5) ～ (9) (省 略) 第 2 節 ～ 第 3 節 (省 略) 第 3 章 ～ 第 4 章 (省 略) 第 5 章 受 渡 し 第 1 節 ～ 第 3 節 (省 略) 第 4 節 米 穀 (受渡しの場所) 第88条の22 受渡しの場所は、<u>第 8 条第 2 項第 4 号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあっては、大阪府、兵庫県、京都府及び奈良県に所在する指定倉庫、同号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあっては、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び北海道に所在する指定倉庫</u>とする。ただし、実物取引については当事者の合意により、本所の承認を受けたときは、この限りでない。	種 類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位	(1) ～ (3) (省 略)				(4) 米 穀				イ 第 8 条第 2 項第 4 号のイに定める米穀					1 俵(60キログラム)	10円	1 枚(3,000キログラム)	ロ 同号のロに定める米穀					1 俵(60キログラム)	10円	<u>取引単位</u> 1 枚(<u>6,000キログラム</u>) <u>受渡単位</u> 1 枚(<u>12,000キログラム</u>)	取引単位を変更し、受渡単位と同数量とする。 受渡場所の詳細は、米穀受渡細則で定める。
種 類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位																																																							
(1) ～ (3) (省 略)																																																										
(4) 米 穀																																																										
イ 第 8 条第 2 項第 4 号のイに定める米穀																																																										
	1 俵(60キログラム)	10円	1 枚(3,000キログラム)																																																							
ロ 同号のロに定める米穀																																																										
	1 俵(60キログラム)	10円	1 枚(<u>12,000キログラム</u>)																																																							
種 類	呼 値	呼値の単位	取引単位及び受渡単位																																																							
(1) ～ (3) (省 略)																																																										
(4) 米 穀																																																										
イ 第 8 条第 2 項第 4 号のイに定める米穀																																																										
	1 俵(60キログラム)	10円	1 枚(3,000キログラム)																																																							
ロ 同号のロに定める米穀																																																										
	1 俵(60キログラム)	10円	<u>取引単位</u> 1 枚(<u>6,000キログラム</u>) <u>受渡単位</u> 1 枚(<u>12,000キログラム</u>)																																																							

業務規程の変更にかかる新旧対照表

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更	現 行	備 考
第88条の23 (省 略) (早受渡し) 第88条の24 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、前条第1項に規定する受渡日前に受渡し(以下この節において「早受渡し」という。)を希望するときは、米穀受渡細則の定めるところにより、これを行うことができる。 <u>2 (削 る)</u>	第88条の23 (省 略) (早受渡し) 第88条の24 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、前条第1項に規定する受渡日前に受渡し(以下この節において「早受渡し」という。)を希望するときは、米穀受渡細則の定めるところにより、これを行うことができる。 <u>2 前項の早受渡しにつき、第8条第2項第4号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、第9条第1項第4号のロに定める受渡単位のほか、取引単位で行うことができることとする。</u>	取引単位及び受渡単位が異なる市場がないため削除
第88条の25 (省 略) 第88条の26 (削 除) (受渡品明細通知書) 第88条の27 現物先物取引の渡方は、当月限納会日の午後3時まで(早受渡しにあつては、当該早受渡しの申出のとき)に米穀受渡細則の定めるところにより、受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。	第88条の25 (省 略) (受渡品届出書) <u>第88条の26 現物先物取引の渡方は、第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、当月限納会日の午後3時まで、米穀受渡細則の定めるところにより、受渡品届出書を本所に届け出なければならない。</u> (受渡品明細通知書) 第88条の27 現物先物取引の渡方は、<u>第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、当月限納会日の3営業日後の午後3時まで(早受渡しにあつては、当該早受渡しの申出のとき)に、同号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、当月限納会日の午後3時まで(早受渡しにあつては、当該早受渡しの申出のとき)に米穀受渡細則の定めるところにより、受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。</u>	
第88条の28 (省 略) (希望前検査) 第88条の29 会員は、現物先物取引の受渡供用品につき、希望によりその品質、量目及び包装に関し本所の前検査を受けることができる。 2 ～ 3 (省 略) <u>4 (削 る)</u>	第88条の28 (省 略) (希望前検査) 第88条の29 会員は、現物先物取引の受渡供用品につき、希望によりその品質、量目及び包装に関し本所の前検査を受けることができる。 2 ～ 3 (省 略) <u>4 希望前検査手数料は、米穀受渡細則に定める。</u>	第10節受渡しの決済の方法に移行

業務規程の変更にかかる新旧対照表

大阪堂島商品取引所
—— は変更箇所

変 更	現 行	備 考
(受渡先の決定) 第88条の30 現物先物取引の受渡しにおいて、受方が2人以上あるときは、当月限納会日の翌営業日に<u>米穀受渡細則に定める方法で、受渡先を定め、これを受渡当事者に通知する。</u> 2 (省 略) 3 (削 る) 3 受渡当事者又はその代理人は、第1項の受渡先決定に立ち会うことができる。 第88条の31 ～ 第88条の32 (省 略) (受渡諸経費の分担) 第88条の33 本所が受方に指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。 2 本所は、指定倉庫における受渡しについて、別に定める貨物輸送運賃を渡方から徴収し、これを受方に交付することができる。 3 ～ 5 (省 略) 第88条の34 ～ 第88条の40 (省 略) 第5節 ～ 第9節 (省 略) 第10節 受渡しの決済の方法 第154条 ～ 第155条 (省 略) (前検査手数料の徴収) 第156条 本所は、会員の申請に基づき第79条第1項、<u>第88条の29第1項又は第143条第1項に規定する前検査を行う場合は、理事会において別に定める前検査手数料を徴収することができる。</u> 以 下 省 略	(受渡先の決定) 第88条の30 現物先物取引の受渡しにおいて、受方が2人以上あるときは、<u>第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあっては、</u>当月限納会日の翌営業日に別に定める方法で、<u>同号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあっては抽選をもって受渡先を定め、これを受渡当事者に通知する。</u> 2 (省 略) 3 <u>第8条第2項第4号のロに定める米穀に係る受渡供用品に係る抽選方法は、米穀受渡細則に定める。</u> 4 受渡当事者又はその代理人は、第1項の受渡先決定に立ち会うことができる。 第88条の31 ～ 第88条の32 (省 略) (受渡諸経費の分担) 第88条の33 本所が受方に指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。 2 本所は、<u>第8条第2項第4号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあっては、東京都特別区以外の地域に所在する指定倉庫における受渡しについては、本所が別に定める貨物運送運賃を渡方から徴収し、これを受方に交付することができる。</u> 3 ～ 5 (省 略) 第88条の31 ～ 第88条の40 (省 略) 第5節 ～ 第9節 (省 略) 第10節 受渡しの決済の方法 第154条 ～ 第155条 (省 略) (前検査手数料の徴収) 第156条 本所は、会員の申請に基づき第79条第1項又は第143条第1項に規定する前検査を行う場合は、理事会において別に定める前検査手数料を徴収することができる。 以 下 省 略	受渡先決定方法の統一 貨物運送運賃の対象を両市場とした。 米穀を追加

業務規程の変更にかかる新旧対照表

大阪堂島商品取引所
— は変更箇所

変 更	現 行	備 考
附 則（平成26年 月 日） 平成26年2月21日開催の理事会において決議した業務規程の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成26年 月 日）から施行し、平成26年4月1日から実施する。 ただし、第9条第1項第4号のロ（取引単位及び受渡単位）、第88条の22、第88条の24第2項及び第88条の33第2項の変更にあつては、平成26年10月限から適用するものとし、平成26年9月限以前の限月にあつては、なお従前の例による。		

受託契約準則の変更にかかる新旧対照表

大阪堂島商品取引所
——は変更箇所

変 更	現 行	備 考
第 1 条～第 41 条 (省 略) (米穀の受渡しによる決済の特例) 第 42 条 委託者は、米穀の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第 16 条及び第 21 条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。 2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当該受渡しが決定した日の午後 3 時まで受託会員に差し入れるものとする。 3、4 (省 略) 5 委託者は、受渡日の前営業日の午後 4 時まで、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券(業務規程第 88 条の 38 及び第 88 条の 39 に定める受渡しにあつては合意した受渡書類。以下この条において同じ)を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る受渡代金及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。	第 1 条～第 41 条 (省 略) (米穀の受渡しによる決済の特例) 第 42 条 委託者は、米穀の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第 16 条及び第 21 条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。 2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、<u>業務規程第 8 条第 2 項第 4 号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては当該受渡し決定日の午後 3 時まで、業務規程第 8 条第 2 項第 4 号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあつては当該受渡し決定日の午後 4 時まで</u>に受託会員に差し入れるものとする。 3、4 (省 略) 5 委託者は、<u>業務規程第 8 条第 2 項第 4 号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては受渡日の前々営業日の正午までに、業務規程第 8 条第 2 項第 4 号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあつては受渡日の前営業日の午後 4 時まで</u>に、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券(業務規程第 88 条の 38 及び第 88 条の 39 に定める受渡しにあつては合意した受渡書類。以下この条において同じ)を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る	東京コメと大阪コメの取引受渡証拠金の納入期限を統一した 東京コメと大阪コメの倉荷証券及び受渡代金の納入期限を統一した

6～10 (省 略) (以下省略) 附 則 (平成 26 年 2 月 21 日) 平成 26 年 2 月 21 日開催の理事会において決議したこの準則の変更は、農林水産大臣の認可の日 (平成 26 年 月 日) から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。	受渡代金及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。 6～10 (省 略) (以下省略)	
--	---	--